

# 農本主義と「大正デモクラシー」の地域的展開

東 敏 雄  
桜 庭 宏

## 一 支配的イデオロギーと明治末期の農本主義

日本農本主義は近世封建社会の動揺する時期に顕在化し支配的イデオロギーの役割を果たした。封建的土地所有によって示される生産関係の動揺を抑え、支配秩序の維持に貢献すべく期待されたのである。明治維新によって封建的土地所有は解体したが、それによって農本主義の支配的イデオロギーとしての役割が終ったわけではなかった。もちろんその担い手と時代的特徴は変った。しかし日露戦争後・明治末期や大正中・後期など、国家の人民掌握が揺ぐとき、農本主義は国家による農村と農民掌握の手段として時代性を帯びて登場したのである。本稿ではこの「揺ぐ」時代の農本主義を支配的イデオロギーないしはそれに組みこまれ利用される存在として理解し、それが茨城県の明治末期から大正期という一地域の一時代にとってどのような意味をもったのかを考えてみたい。

ここでイデオロギーそのものを議論する準備はないが、用語の内容を限定するため、二、三、要点を記しておく。第一に、「人間は、彼らの生活の社会的生産において、一定の・必然的の・彼らの意志から独立した・諸関係を、す

なわち彼らの物質的生産諸力のある一定の發展段階に照応する生産關係をむすぶ<sup>(1)</sup>。これを「社会の經濟的構造」、  
 「現実の土台」あるいは下部構造と呼ぶ。第二に、下部構造に対し「法制上および政治上の上層建築がそのうえにそ  
 びえ立ち、一定の社会的意識諸形態がそれに照応する」。この全体を一括して上部構造として把握する。第三に、  
 上部構造とイデオロギーとの關係。この「法制上および政治上の上層建築」(傍点・引用者)を国家のイデオロギー  
 装置と理解する。第四に、イデオロギー。イデオロギーとは広い意味で括って前記の「照応する」「社会的意識諸  
 形態」と考へたい。これは日常的意識諸形態と非日常的意識諸形態に區別して考察されねばならない。この非日常的  
 意識諸形態をもって「狹義のイデオロギー」と理解する。日常的意識諸形態の「日常」性は、その意識諸形態が經  
 濟的諸關係の網の目で生活する諸個人の活動的存在と直接的な關係を持つところにある。これに対し支配的イ  
 デオロギーは支配者による非日常的意識形態である。自らを本源的存在とし、それによって他を支配し従屬せしめよ  
 うとする意識である。その意味で經濟的諸關係の網の目からは切断されたところにある。このような非日常的意識形  
 態はまさに非日常的事態を背景にして形成される。第五に、非日常的事態の基底には物質的生産諸力と生産諸關係  
 との矛盾關係がある。「社会の物質的生産諸力は、その發展のある一定の段階において、そのときまでそれがそのう  
 ちで運動してきたところの現存の生産諸關係と・あるいはただその法的表現にすぎない所有關係と・矛盾するよう  
 なる。これらの諸關係は、生産諸力の發展的諸形態からその桎梏に転化する<sup>(2)</sup>」。すなわち非日常的事態の形成。第六  
 に、本稿でいう支配的イデオロギーはこのような非日常的事態に対応する意識形態である。「……そのとき社会革命  
 の時代がはじまる。經濟的基礎が變動するにつれて、巨大な上層建築のすべては、あるいは徐々に、あるいは急速に  
 変革する。かかる変革を観察するにあたっては、われわれはつねに、經濟上の生産条件に起った物質的・自然科学的  
 に忠実に確証されうる変革と、人間がかかる衝突を意識するようになりかつこれと戦い決するところの法律的・政

治的の・宗教的の・芸術的の・あるいは哲学的の・簡単にいえばイデオロギー的の・諸形態とを区別しなければならぬ<sup>(3)</sup>。この意味での「イデオロギー的の・諸形態」を支配的イデオロギーとして把握する。近世農本主義は説明の要もなく支配的イデオロギーであった。第七に、支配的イデオロギーと、それとは区別された日常的意識諸形態との関係。そこには共鳴関係、対抗関係、そして利用関係がある。<sup>(4)</sup>

明治末期以降昭和初期に至る農本主義はこのなかでどのように位置づけられるのか。また、その農本主義は「大正デモクラシー」期の農民の日常的意識諸形態とどのような関わりをもったのか。さらに、この日常的意識形態は大正期の「デモクラシー」に対していかなる時代的特徴を与えるのか。

「デモクラシー」は支配的イデオロギーではない。デモクラシーは大衆の政治への参加であり、その理念は大衆における自由主義的理念(自由・自治、平等、友愛・平和)と把えるからである。しかしデモクラシーが政治的決定のたんなる手続あるいは技術に矮小化され、大衆個々人の日常意識における自由主義的理念の喪失が一般的な場合には、デモクラシーはときに逆用され、支配的イデオロギーに転化する危険性さえ持っている。それは資本の論理に伝えられた意識と行動として、私的所有の展開に物的基礎をもつ近代ブルジョア社会・資本制社会の運動のうちに究極の根拠を持つともいえるのであるが、その私的所有の展開自体は、個々の国々が先行する社会のなから歴史的に背負った社会構造の特徴のゆえに一樣な形態をとるわけではないのであるから、この「転化」、あるいは「転化」に対する理念の主張・葛藤はこれまた複雑な様相をとるのである。

「大正デモクラシー」期の茨城県にあってそれはどのような姿をとっていたのか。戦後のデモクラシーを照射するという意味でも現代的関心をそそる対象である。それにもうひとつ。日常的諸意識の次元で、理念としてのデモクラシーと素朴な大衆の農本主義は混然として一人格の中に同居するということすらありえよう。このような視角から眺

めてみることも必要であるようにおもわれる。だが、デモクラシーについてはここでの課題ではない。

日露戦争後・明治末期の農本主義は、支配層が変革と衝突を意識し、そこにおいて戦いを決すべき役割を担った支配的イデオロギーである。

桜井武雄氏はかつて明治後期の農本主義を次のように規定した。「日本での産業資本確立期として特徴づけられる明治三十年乃至同四十年は、同時にイムペリアリズムへの転化の過程であり、つづいて金融資本成立への過程である。資本主義興隆期を迎え、産業革命の進展と共に、商品経済と独占資本主義の農村侵入は、半封建的零細農経済を揺らし、農民層の分解を促し、かくして半封建的土地所有半封建的農村組織の *Krise* を現出する。……この明治後期―農業クリーゼ開始期―の農本主義は、上述の如き環境によって、その特質を附与される」と。<sup>(5)</sup>

この時期の農本主義の担い手は桜井氏のように、当時、農村組織の中心にあり支配的地位にあった地主層であり、これを出自とする官僚・農学者であった。

だが農村組織の動揺の顕在化する日露戦争後・明治末期は、かつて明治一〇年代、自由民権運動を抑え地主層を権力の構成要素に組みこんで確立した明治国家の迎えた「社会革命」の始期でもあった。日露戦争による農村の疲弊と独占段階という資本主義の段階に規定された農村の不況は在村地主を中心とした農村組織を揺がせ、農民と国家との精神的な距離は遠のくかみえた。明治末期の農本主義のおかれた社会経済的・政治的環境はかかるものであった。

(1) (2) (3) マルクス『経済学批判』序言 青本文庫本、一九ページ。

(4) 山之内靖『社会科学としての人間学』第一章を参照。これに教えられるところが多かった。

(5) 桜井武雄『日本農本主義』一九三〇年、覆刻版(一九七四年)、八五ページ。

## 二 地方改良事業と農本主義

問題は、かかる明治末期の時代的環境のなかで農本主義がどのような内容をもってたちあらわれ、いかなる日常的意識の中に共鳴盤を求め、浸透していったのかということであろう。これを地方改良事業を媒介項として考えてみたい。その根拠について以下一言しておく。

木戸田四郎氏は地方改良事業を「農民の組織化」との関連で論じ、この組織化を新しい原理による村の再建という視点から展開している。<sup>(6)</sup>木戸田氏は地方改良事業についての歴史的評価を、「天皇制体制下における共同体的秩序と家との構造的連関の動揺と再編」<sup>(7)</sup>の第一の時期が地方改良の時期であるとみる見解、および「日露戦争に勝利したことにより、国内体制を帝国主義的世界体制に即応させるため、町村を全面的に再編成するとともに、戦争の犠牲」<sup>(8)</sup>『難村』問題に対する処置」<sup>(9)</sup>、つまり「『国家のための共同体』として町村を再編する事業」という見解に大別し、茨城県において地方改良事業の中心におかれた県是・町村是の策定とその具体化を検討して次のように結論している。「事業実施に当っては一村一家主義に立ち、各町村単位の経済再建を図っていた。町村を当時行き詰った地方経済の再建の単位としたことは、まさに町村を国家の基礎単位とみなし、町村を『国家のための共同体』として再建を図ったものとみてよいであろう。明治末、日本資本主義の発展を基礎として、村落共同体は本質的崩壊をとり、新たな原理による再建が求められていたとみることができよう」<sup>(9)</sup>と。ここでは、先に大別した見解のうち、後者（宮地氏）のそれに肯定的評価を与えている。細かな議論を省いて大掴みにいうならば地方改良事業は明治末期にはじまる経済的基礎の変動とその上に展開する「変革」を国家が意識し、それに打克って国内体制を固め、対外侵略に打って出るための下部構造・上部構造全般にわたる事業であった。これを支えるイデオロギーは何んであったのか。木戸田氏は引用の

ように、地方改良事業を村落の社会構造の変化とかかわらせて「村落共同体」の「本質的崩壊」、そしてそれに対する「新たな原理による再建」という側面から位置づけている。「村落共同体」の「本質的崩壊」というその内容が共通認識されねばならぬことはとうぜんとしても、もうひとつの「新たな原理による再建」のその原理と明治末期以降における農本主義とのかかわりが問題となるのである。別に表現すれば地方改良事業のイデオロギーは何であったのか、それはどこにどのような共鳴盤を見出し、イデオロギーとしての役割を果たし終えたのか否か、ということだといつてよい。かかる視角からの検討は農本主義と「大正デモクラシー」の地域的展開を問題とするにあたって不可欠といえるであろう。

この視点に立つならば、木戸田氏が必ずしも積極的に評価していない石田・大島両氏の地方改良事業に対する歴史的評価も再考してみる必要があるように思われる。明治末期の地方農村社会における秩序は、旧村はおろか行政村をも越える大地主Ⅱ寄生地主の生成に対応する階級的関係の村落内部における形成を時代の傾向としながらも、豪農系譜の旧村在村地主を中心として編成される側面を多分に残していたからである（もちろん地域性はあるが）。このばあい秩序の編成原理のなかには同族・本末的な家相互の関係、郷党的意識に支えられた保護・奉仕的な家相互の関係が貫徹されている。明治末期は前にも述べたような諸事情のなかで、この秩序が揺らぎはじめる時期であるが、傾向とは別に眼前の事実を直視すれば、これへの対処ないし利用という観点を抜きにしては「国内体制を帝国主義的世界体制に即応させるため、町村を全面的に再編成する」ことも「戦争の犠牲Ⅱ『難村』問題」に対処して「『国家のための共同体』として町村を再編する」ことも可能であったとは思われないからである。問題は両者の関連であろう。

桜井氏は明治政府の勸農策はその基調において農本・老農主義をもって一貫しているとし、その老農が地方改良事業のなかで復興するという。「明治初年から二十年代の初めにかけての、原始的蓄積典型期の峠越えれば、資本主義

は本格的發展の軌道に乗り、ここに、時流の波はしばらく老農の存在や活動を蔽ひ去るにいたる。……へしかし——引用者√本来の老農の活動が、この国の半封建的零細農制の地盤のうちにその根帯をもつとすれば、この地盤の存する限り、一時的現象形態上の動反動を以て老農の興亡を云為し去ることの謬りは明白であろう。……明治末期の農村危局の始まりと共に、内務省は『地方改良事業』に着手して地方老農を招集し、老農顕彰につとめ、今また、その深刻さにおいて原始的蓄積期のそれをも凌ぐ農村危局に際会して、返り咲きの『老農復興』の日を迎えているわけである」。

農本主義は地方改良事業のイデオロギーとしての役割を与えられている。ここに、茨城県下各町村の地方改良事業のなかで、農本主義が事業の進行にとつてどのような役割を果たしたのか、その事例を尋ねることが必要になる。地方改良事業そのものについては別の課題であるが、そこで確認できる事実こそが重要なのである。

**事例一** 稲敷郡阿見村は明治四三年、村是調査会を発足させ四四年一月には村是の策定をみた。この年に阿見村は稲敷郡ではトップを切って模範村の指定をうけた。これには報徳主義に基づいて村の改良運動をおしすすめて来た村長湯原一の存在が大きかった。湯原は慶応元年生れ、明治二五年阿見村会議員、二九年稲敷郡会議員、三五年阿見村農会長、三七年阿見村長という経歴をもっている。明治三四年の村農会設立、三九年村産業組合設立、四三年阿見・若栗小学校統合、四四年高等科併置等は湯原の仕事である。明治四〇年には納税成績優良とのことで宇都宮稅務監督局長から表彰をうけている。かくて阿見村では明治四四年一二月県是実行組合が組織され、「五戸乃至十戸ヲ一組合トシ、組合ニ組長一人ヲ置キ、指導統率ノ任ニ当ラシメ、更ニ一部落毎ニ一人乃至二人ノ受持督励委員ヲ置キ、組合数九十二、組合員数四百九十八名」という村中をつつむ組織がつけられた。さらに大正二年までには県是実行、産業、納税、貯金、蚕業協同、堆肥製造、堆肥倉建築、家畜放飼禁止、共同苗代、衛生予防、火災予防という各項目に

かかわる十一組合が組織された。役場はもちろん、農会、地主会、駐在所、農業補習学校、小学校、軍人会、青年会、婦人会、貯蓄会が十一の機能別組合を支えたのである。この中心に湯原村長がいた。湯原は津田農場の拝借権譲受人の一人で、拝借人と小作農・移住者との間で争われた阿見原騒動とその解決を経て村内指導者の地位を確立したいわば村のなり立ちに責任をもつ人物のひとりであった。湯原一の報徳主義が阿見村の地方改良事業にあっては事業を推進するイデオロギーとして作用し続けたことがうかがえる。<sup>(11)</sup>

**事例二 行方郡武田村（現北浦村）**は明治四三年に「治績佳良」模範村として県の表彰を受けている。図書館、青年会、婦人報徳会等の活躍がみとめられたのである。村長は額賀銀之介で彼は明治三七年から昭和三年までその職にあった。額賀村長は納税改善、教育督励、基本財産造成、役場文書処理合理化、村是作成等、つまり武田村の地方改良事業の推進者であった。額賀自身にも興味をそそられるが、彼の前にもう一人の人物がいた。武田小学校長大川菊次郎である。大川は明治八年、行方郡申挽村（現鉾田町）に生れ、茨城県尋常師範学校を卒業した。三〇年には行方郡武田村尋常小学校の校長となった。彼は明治三六年には禁酒会をつくり武田校友会を組織し、農事改良、勤儉貯蓄、風紀改善につとめた。当時、村内有力者の宮内松吉は大川の協力者であったが、松吉の妻れい子は大川の感化をうけやがて前記の武田婦人報徳会を組織した。武田村の地方改良事業はこのような動きの延長線上にあったといつてよい。つまり、大川、宮内、額賀らのイデオロギーが武田村の地方改良事業の前提となっているのである。明治四三年一月武田村は「治績佳良」な模範村として県の表彰をうけている。同年一月には郡内のトップを切つて村是を策定し、同四五年には前年制定された「産業ニ関スル県是」模範実行村の指定を受けた。これを機に村内に農事改良の自発的組織として「三石五斗」会が発足している。農事改良の担い手が誕生したのである。彼らを含む農事改良の積極的受容者は村是実行のなかで組長あるいは督励員として組織されていた。<sup>(12)</sup>



**事例三** 那珂郡佐野村（現勝田市）は「模範村」として表彰されることはなかったが、明治四四年と大正二年の二回にわたり納税成績優良村として表彰されている。つまり事実上の模範村であった。佐野村では農業補習学校（明治三九年）、招魂社（同年）、在郷軍人分会（四二年）、戊申青年会（同年）、佐野尋常小学校への高等科併置（同年）、消防組（三七―四四年）、婦人修養会（大正三年）等が設立され、また督促手数料条例（三七年）、村基本財産蓄積条例（四二年）、学校基本財産蓄積条例（同年）などの条例が整備され、地方改良事業が模範的に展開したのであった。かかる事態は上からの一元的指導だけでは達成しない。村の人びとが自発的に行政村に統合し、結果としてはじめて実績を挙げるものといつてよい。佐野のばあい下からの結集に大きな役割を果たしたのは村の文化的中心たる小学校であった。校長木名瀬捨藏が中心人物である。木名瀬は佐野村出身で、明治四二年佐野小学校高等科併置にさいして菅谷小学校から迎えられた。佐野小学校の行政補完機能、村民娯楽の組織化などは、いずれも「模範村」の実体を形成する上で決定的な役割を果たすわけであるが、これは『勝田市史』等に詳しいので割愛したい。<sup>(13)</sup>

ここで指摘しておくべきことは、木名瀬は地方改良事業の指導者である山崎延吉の農村教育論を信奉し、その「国家農本主義」を農村小学校経営理念としてことにあつたという事実である。勤労主義教育の実践によって行政村への村人の結集を準備したといつてよい。木名瀬と小学校の軌跡はこの時期の農本主義の具体的なあり方を示すと同時に、そこでのイデオロギーがいかにして共鳴盤を確保しえたのか、また、その共鳴盤はいかなる産業構造とそこでの日常的意識によって形成されていたのか、それを解明する糸口を提供するであろう。またここにおいて、農本主義と農村教育との関連が浮びあがるといつてよい。

**事例四** 筑波郡島名村（現谷田部町）では明治三九年、石川唯一によって私立農業補習学校が設立された。唯一の父石川慶喜は明治十一年、二二歳で村長に就任、三たびその職を歴任し、村会議員、郡会議員もつとめ、明治三七年

五たび村長となつた名望家の村落指導者であつた。小学校建設費寄付、窮民救助金穀施与、道路橋梁改修寄付など私財も投じて島名村政に貢献したという。その子唯一は水戸中学校卒業後、文部省教育検定試験に合格、宮城県立第四中学校をへて福島県立福島中学校に奉職中病をえて帰郷、癒るにおよんで私立石川農業補修学校を設立した。彼の資質は村の名望家という出自と学殖・知見によって規定されていたといつてよい。

彼の教育を支える理念は農本主義であつた。「高尚ナル理屈等ハドーデモヨイトシテ学校ヲ卒業シタ人ハ誰デモ農民トシテ一人歩キガ出来ルヨ一即日常ノ生活ニ最必要ナル実用的ノ知識技能ヲ授クルノガ教授ノ主義デ学校デ習ツタ事ハ家家デスグト使ハレルヨ一デナケレバ面白クナイ然シコレハ一寸口ニ言フ事ハ雜作モナイ事デアルガ；非常ニムツカシイ事デ；出来ルカドーカハ疑問デアアルガ理想ハソコニ在ルノデアアルカラ一日モ早クソコニ到達セシメナケレバナラナイ」、「如何程実用的ノ知識技術ガ備ハツテ居ツテモ品性ニ欠ケタ所ガアルヨ一デハ本統ノ人間ト称スル事ガ出来ナイ現今ノ時勢ハ口ノ人ヨリモ行ノ人一日本魂ヲ持ツタ真ノ人間ヲ要求シツツアルソレ故コノ学校デハ教育勅語；ノ御旨意ニ適フヨ一ナ人間ヲ養成スル目的デ品性ノ陶冶トイフ事ニ付テハ最骨ヲ折ツテ；陛下ノ御旨意ガ十分ニ各生徒ノ脳髓ニ浸ミコンデソレガ彼等ノ終生ノ行為ノ標準トナルヨ一日常ノ修身訓話ヤ処生上ノ指導等ニ付テハ細心ノ注意ヲ払」うのである、と。

唯一が生徒に語る理想の人物は二宮尊徳と中江藤樹であつた。生徒は筑波郡を越え近隣一ニカ町村におよんでいた。明治四三年まででも入学者は二〇七人を数えた。そして彼、唯一の教育活動は島名村における地方改良事業の実践そのものであつた。戊申詔書の渙発後、唯一は以前に始めていた勤儉貯金会の活動をさらに拡張した。「毎月発行する会報に禁酒、禁煙、質素儉約を説き、養蚕、養豚などの副業生産を奨励して、一錢でも多く貯金せよと唱導した。：貯金会の実績は、明治三七年一〇月から四四年四月までの六年六カ月間に、累計五〇三七円余りにのぼつた。

その間会員は一二〇人ほどから二七〇人ほどにふえているが、それはひとり毎月平均二五銭程度の貯金の結果であった。唯一はその貯金を会員に払い戻すとき、払い戻し金の一割を会に寄付せしめ、それを善積金と称し、道路橋梁の改修費や学校基本財産への寄付にあてたのである<sup>(14)</sup>。そのほか唯一は明治四〇年に島名東部青年会を組織し、老農、在郷軍人、小学校と結んで講話会、研究会、図書館活動等もおこなっている。

**事例五** 筑波郡小田村（現筑波町）では明治四一年、私立中学校小田国民学校が設立された。設立者は小泉脊である。「脊は明治二五年早稲田専門学校卒業後土浦中学の教員になったが、三カ年職を辞して帰村した。小泉家は旧幕時代の名主で、明治になってから祖父新が県勸業委員に選ばれて農談会で活躍し、父敬一郎は戸長、初代小田村長、県議を二期にわたってつとめるなどして代々村政を指導してきた家柄であった。村に帰った脊は部落の豪農たちに学校づくりを呼びかけ」小田国民学校を設立したのである。教員は小泉のほか二人で、五〇町歩、一〇町歩地主の子息であった。修業年限三年、生徒は周囲一〇キロ範囲諸村の自作・自小作の子弟であった。同校は大正三年に廃校となるが最盛時には三学年で二〇〇人の生徒を擁していた。

いま脊の教学理念を示す記録はない。しかし父敬一郎が横井時敬を招き講演会を開催していることや、脊自身がやがて小田村長となり村の農業の振興に尽している事実等からして帰村後の脊の教育活動が、このような豪農系譜の在村地主による村政への住民統合の一環としておこなわれていたと推測しても誤りないであろう。これもまた小田村の地方改良事業の実践であり、そのイデオロギー的装備は農本主義とみて違いはなからう。<sup>(15)</sup>

(6) 茨城大学大正デモクラシー研究会『「大正デモクラシー」の地域的展開』(その一)六三ページ。

(7) 石田雄『近代日本政治構造の研究』第二章、一九五六年。大島美津子「明治末期における地方行政の展開」(『東洋文化研究所紀要』第一九冊)、一九五九年。

- (8) 宮地正人『日露戦後政治史研究』第一章、一九七三年。
- (9) (6)と同じ。
- (10) 桜井武雄『前掲書』三〇・三二ページ。
- (11) 内山純子「阿見町」茨城県史編さん市町村史部会編『茨城県史・市町村編Ⅲ』一九八一年 所収。
- (12) 安典久「北浦村」同右書所収。
- (13) 勝田市史編さん近現代部会『勝田市史・近代現代編Ⅰ』一九七九年、四九八ページ以下。
- (14) 川崎松寿「谷田部町」茨城県史編さん総合部会編『茨城県史・市町村編Ⅱ』一九七五年 所収。
- (15) 青木昭「筑波町」同右書所収。

### 三 展開視角

これらの事例が示すところは明治末期からの地方改良事業にあつては、豪農系譜の在村地主ないしはそれを出自とする帰村インテリの農本主義思想がイデオロギーとして重要な役割を果たしていたということである。ある者は村長として農事改良を推進しつつ納税・教育・兵事等、行政全般を改善した。ある者は小学校長として小学校の持つ行政補完的機能をフルに發揮させた。そしてさらにある者は私塾をつくり教化活動をおこない、農業の振興に努めた。

かかる活動を彼らに可能としたものは経済的力量とそれに支えられた教育、そして彼らの家に付随する信望であつた。彼らの資質は行政の長、農事機関の中心人物としてばかりでなく、教育活動を通してイデオロギーによる統合を可能にした。教育面では私塾的教育ばかりでなく、公教育の場もその舞台たりえたのである。しかも「帰村」インテリの「帰村」は空間的なものとして狭く限定さるべきでない。在村地主の子弟に恵まれた教育機会は、彼が村を離れずとも村を客観化して眺める力を与えるのであり、その意味での精神的離村と彼の出自こそが、明治末期の村を取り巻く状況の中で支配的イデオロギーとしての農本主義を村の指導層として受容し、わがものとし、村政の中で具体

化してゆくこと的前提であったといつてよい。

再び桜井氏の指摘をみよう。「この期の八明治後期―引用者〱農本主義を担ってあらわれたものは誰かといへば、自己の地位に危惧を感じ始めた地主および半封建的農村（とくに地主層）より送り出され、新たに補充された官僚・農学者たちである」<sup>(16)</sup>。その村落における指導的受容者こそがわれわれのいう広い意味での「帰村インテリ」であった。彼らの活動は大正前半期にかけておおむね成功した。

問題はここからはじまる。第一は、かかる支配的イデオロギーとしての明治末期の農本主義に対する共鳴盤は誰であったのか。彼らの日常的意識形態は彼らの生産と生活の時代的特徴（下部構造の時代的特徴）とどのように対応していたのであるか。それこそが農民経営分析の一視点であり、同時に行政と生産組織分析の一視点でもあろう。第二に、村落段階における支配的イデオロギーの普及を可能とした村落指導層の経営的資質とは何であったのか。ここにおいては彼らと行政村を越える大寄生地主との関係が問題となる。それはイデオロギーの側面から村の社会構造に接近するばあい欠かせぬところといえよう。第三に、大正中後期にかけての変化の方向である。小ブルジョアの農本主義への方向性の総体的把握である。その延長上に国家主義運動に糾合される昭和の農本主義がある。

第三については大正後半期に視点を定めた別の具体的な分析を必要とするが、第一、第二については明治末・大正前半期の問題として別のアプローチが必要であらう。

大正中後期に議論をすすめるにあたって、『大正デモクラシー』の「地域的展開」における農本主義研究の重要性をあらためて指摘しておきたい。それは社会構成体の変化の次元における議論にかかわるからである。われわれは支配的イデオロギーを変革と衝突、その意識化、そして戦いを決するためのものと規定した。明治末期の農本主義もその脈絡で把握した。桜井氏は明治末期のそれを商品経済と独占資本主義の農村侵入による半封建的土地所有〱半封建的

農村組織のクリーゼとした。われわれは日露戦争後の時期を、茨城の諸事実を照らして時代区分の画期となしうるのか。共鳴盤の総合的解明を踏えた支配的イデオロギーとしての明治末期農本主義の把握は、この時代区分の可否を決めるために重要な手がかりを提供するであろう。革命であればいざ知らず、一歴史社会の時期区分は数量的に把握できざる変化とイデオロギー、そしてそれを支える日常的諸意識との統一的把握によってのみ可能なのではなからうか。

(16) 桜井武雄『前掲書』八六ページ。

#### 四 農村中間層の動向

以下での課題は明治末期から大正中後期にかけての農本主義の基調を茨城の事実にくくして明らかにすることである。それは前項で提起した第三の問題点の展開である。すでに述べたように日露戦争後・明治末期以降新しい事態に対処する農村内部の担い手と、彼らを理論武装させた農本主義は基本的には農村内部の矛盾展開（それはもちろん日本資本主義総体の展開に規定されているのではあるが……）の時代性、すなわち歴史性・段階性によって規定されていた。この明治末期における農村内部の矛盾展開は大正中後期にかけて新しい時代性をもった次元に到達した。まずはその確認がなされなければならない。大正中期の農本主義はその時代性に対応するものとしてはじめて規定することができるところである。

変化は農村に住む人びとが商品経済の滲透による農村収奪という事態を明確に認識するに至ったところにあった。この認識の前提となった事態は第一に、第一次大戦後の反動恐慌のなかでの農産物価格の暴落と慢性的不況、第二に小作争議の激化である。この事態と明治末期以降形成されて来た農民の資質が葛藤しあうところに大正中後期を特徴づける農民の認識があった。それは反商工業・反都会という時代性をとってあらわれる。それはもはや明治末期にみ

られたような農村内部の自己批判ではない。

これらについてはすでに鈴木正幸氏の述べるところである。ここでの問題はそれがイデオロギーとしての農本主義の時代性とのように対応するのかという点にある。

鈴木氏は「大正デモクラシー研究の盛況のなかにあって、農村の政治的・社会的状況の解明は、農民組合運動史研究を除いては、なお不十分であるといわなければならない」とし「農民組合運動史研究の視野の外にあった膨大な農村中間層の動向解明」の必要性を強調している。<sup>(17)</sup>そしてこの分野における研究の欠如が農村の政治的、社会的状況の解明の立遅れをもたらし、ひいては一九二〇年代後半の政治構造解明の不たしかさに連なるとしている。たしかにそこであるように「一九二〇年代（とくに後半期）の政治構造の解明は、大正デモクラシーの成果をどのように総括し、かつ、それがやがてファシズムの方向へと流れていく事態をどのように理解するか、にあって避けられない問題である」<sup>(18)</sup>。それは本稿の問題関心からしても看過しえぬところといわなければならない。

いうまでもなく農村の中間層の動向が農村の社会構造・政治構造のあり方を左右するほどのものとなることはひとつの歴史的・発展段階的現象である。その意味でここでいう農村中間層はまず歴史的範疇として規定されなければならない。われわれはその始期を明治末・大正前半期、すなわち一九〇〇年の一桁代末から一〇年代前半にかけての時期と考え、そこで形成されてくる農村中間層に歴史的範疇性を認め、その中核を勤労農民経営と呼んだのである。<sup>(19)</sup>彼らは第一次大戦を経て大正後半期になるに及んで、つまり一九二〇年代前半期となって、先にみたように経済的、政治的、社会的状況が変化するなかで明治末・大正初期とは異った対応を示した。この彼らの意識と行動はこの時期の政治的・社会的状況変化にとってどのような意味を持っていたのであろうか。かかる視角から彼らを支配したイデオロギーに接近することが必要であらう。

しかしこのばあい、表に現われた行動の変化は直ちに時代を画するような指標となりうるものであろうか。それはまた日露戦争後・明治末以降、茨城の農村において無視することのできない勢力となりつつある中間層の質的な変化を示すものであるのか。明治末・大正初期の彼らの日常的社会的諸意識と大正後期のそれとはこれまた時代を画するような相違をもっていたのであろうか。この点は農村社会にそくして時代の区切りを考える際に看過しえない論点といえよう。

鈴木氏は、「大正期の農村中間層の一部分に明確な反商工業・反都市・反既成政党意識が形成され、それが第一次大戦後の農村改造気運の勃興、普選の現実問題化、農会の政党化、実業同志会の結成、小作争議の激化を背景として、農民党樹立論となって結晶してくる」という<sup>(20)</sup>。そして「農民党樹立論は、…基本的には、普選を前提とし、普選によってもたらされるであろう（と推測された）政界再編を見越した既成政党体制打破の理論であり、農村民の利益代表を農民党議員として議会に送り込み、そこにおける多数を実現することによって農村振興を政治的に実現しようとするものであった。そして、それは論者が意識するとしなにかかわらず、農村民の利益代表政党の実現を通じて、他の利益代表政党（例えば、商工党・労働党）と議会で闘うといった、職能代表的議会の実現を志向するものであった<sup>(21)</sup>」と論旨を展開している。このような論旨とも関連させつつ以下においては民力涵養事業（一九一九年・大正八年）と、系統農会による全国的な運動として行われた米投売防止運動（一九二〇年・大正九年）を間に置いて大正後期における農本主義の時代性の解明に接近していきたい。

(17)・(18) 鈴木正幸「大正期農民運動の展開」『神戸大学教養部紀要論集』一九七九年、第二二号、二五・二六ページ。

(19) 東敏雄「勤労農民経営の形成と明治末、大正期以降における村長像」（東北大学研究年報『経済学』第三六卷第四号所収）東敏雄「非典型地帯と大正期の勤労農民的経営」（『茨城県史研究』第三五卷所収）、東敏雄「大正デモクラシー」期における農民経営の歴史的性格（『村落社会研究』第一八集所収）、その他。

(20)・(21) 鈴木正幸「前掲論文」二六ページ。



## 五 民力涵養事業・茨城における米投売防止運動と農本主義

この視角の前提には地方改良事業と対応させた明治末・大正初期農本主義との対比で民力涵養事業と大正中後期の農本主義をみようという意識がある。ふりかえってこの点にかかわる前項までの論点を列記してみれば次のようになる。(一)明治末・大正初期の農本主義は農村あるいは農業を対象とする政策としてうちだされる国家の意志と矛盾しない面をもっていた。たとえば明治三〇年代以降この時期にかけての農政はサーベル農政とも表現されるような官府的性格を持っていたが、この農政の農村における中心的実施機関たる農会の担い手は在村手作地主層・豪農系譜の村落指導層、明治中期までの生産力担当層であった。つまり経営者の性格を持つ層が在地における政策実践の中心であった。(二)地方改良事業の窮極的な政策目標がどこにあるにせよ、なかに含まれる農村振興策はこの時期における在村指導層の意識と実践に矛盾するものではなかった。(三)関連して指摘すれば、桂園時代といわれる政治状況のなかでの友会の産業政策に基づく勢力扶植は(一)・(二)のような状況に対応してこそ可能であったのであり、そのことが農村において村落指導層を系列化し、農村の政党化を促していくのである。(四)明治末・大正初期の農本主義はこのような時代における村落指導層の危機意識とそれへの対応のなかに培養基たる受容者を見出し、彼らがそれを自己のものと確信するところに時代性を求めたのである。(五)しかし彼らによって担われた農本主義が実効性を持ちえたのは、報徳主義(分度推譲・勤儉力行)によって色づけられているとはいえず、それが含む経営者の側面に、まだ形成の初期にあって未熟な勤労農民的経営層が共鳴盤の役割を果たしたからである。

これとの脈絡で大正中後期をみるときに民力涵養事業と農本主義の関連が浮び上がってくる。しかして民力涵養事業の特徴は労資協調・階級協調によって示される社会政策的側面にあった。<sup>(22)</sup>帝国主義的世界経済のなかにあって国民

の国家意識をたかめ諸列強に対峙するという基本的性格は地方改良事業以来不変であったとみてよい。その上における時代的特徴であった。

これを別に表現すれば階級・階層を究極の対象としつつもそれを村落でくみえた地方改良事業と対比して、民力涵養事業は階級・階層を自覚しつつある民衆を政策対象としたところに特徴があったとみてよい。したがって地方改良事業に対農村的性格がつよいのに対し民力涵養事業にあつて対都市的性格が濃いのはとうぜんであった。大正中後期の農本主義は国家の意志たるこの事業との関連でどのようなところに位置づけられるのであろうか。

問題は国家政策としての地方改良事業を前述の在村手作地主以下の諸層が自らの問題として受けてたち、ひとつの運動に転化していったように、大正中後期において民力涵養事業という国家政策を自らのものとして運動にまで展開しようとするような諸階層が村落内部に存在したのか、したとすればそれはどの層でどのようなイデオロギーの下にあったのかということである。なかんずく、日露戦争後・明治末期に始期を持つ勤労農民的経営層の位置の確認が重要であろう。

しかし本稿では茨城における民力涵養事業の全体にかかわらせて論じる準備はない。そこで以下においては第一次大戦後、米価低落に対する農会中心の農政運動としての米投売防止運動と民力涵養事業、それと勤労農民的経営の三者を関連させながら大正中後期農本主義の時代性に接近してみたい。

一九二二年（大正一一）、茨城県が主催する町村長自治講習会において前茨城県勸業課長中村寅之助は「所謂投売防止運動に就いて」と題して講演している。<sup>(23)</sup>会の性格および講演者の前職からみて、この講演から県行政当局の「運動」に対する姿勢の一端をうかがうことができる。ここで投売防止運動は民力涵養事業の一内容として位置づけられている。

『民力涵養』と題して講演する筈なりしも是を『所謂投売防止運動に就いて』と変更せり。蓋し『民力涵養』と云う熟語は意義頗る広汎にして国民の精神生活と物質生活を増進することとなるに依り『所謂投売防止運動』も亦『民力涵養』の中に包含せらるるが為めなり」と講演者は述べている。しかしこういうためにはさすがに次のようにいわずなければならなかった。「…小農保護の上より見て正当なりや否や也投売防止運動は地主階級の利益に止り小農保護の為には何等の効果なしと非難するものあれと米を売る余裕あるものは夫れが地主たりとも又小農たりとも其の如何を問はず米価の騰貴に依りて共に利益を得るもの也<sup>(24)</sup>」と。この弁明を前提としてはじめて民力涵養と米投売防止運動を結びつけることができたのである。

「…小農の所有する米の数量は地主の夫れに比して小量なるが故に米の値段を釣上んとすれば勢ひ地主と小作人とが共に投売を防止せざれば目的を達成すること能はざる可く其の結果地主の利益が多大なるが如く見ゆるも此の運動の目的は決して地主のみの保護を目的とするものに非ず又小農の保護のみを目的とするものに非ずして実に米の生産者並に之に準ずるもの即ち農民全体の利益を衡るもの也<sup>(25)</sup>」。このように飯米を購入する零細小作農の存在は無視し、「農民全体の利益」と強弁することによってのみ米投売防止運動を民力涵養事業の具体策として位置づけ得たのである。

しかしこのような苦肉の論法にもかかわらず、投売防止運動の担い手は農会に結集した地主層であった。

大正九年一月四日、茨城県農会より各都市農会宛通達。「…金融の許す範囲に於て投売防止に就き最善の御配慮相成度…」。大正九年一月七日、各都市農会幹事技術員を招集、第一回米価問題協議会を開催。大正九年一月八日、茨城県農会、「米投売防止に充當すべき資金融通を茨城農工銀行に交渉」。

大正九年一月二二日、茨城県農会、耕地一〇町歩以上地主一七七七名に対し懇請状發送。

大正九年一月二十五日、都市農会、協議会を開催。

大正九年一月二十七日、保証責任茨城信用組合聯合会会長浜平右衛門より茨城県農会に同聯合会から各都市農会長および各都市産業組合聯合研究会長にあてて「…米投売防止の開始に伴ひ農村に於ける産業組合は自然其の歩調を一にし組合員に対し資金の供給をなすことと相成るべく候に就ては…」<sup>(26)</sup>と連絡せる旨通知。

大正九年一月二十七日、産業組合中央会茨城支会より茨城県農会に通知あり。農家宛警告書を郡産業組合研究所に配布を指示したこと。

このように農会の全国組織の決議にはじまった投売防止運動は地方に流され茨城県においても具体化した。大正一年一月二十五日には県公会堂において米価問題協議大会が開かれることとなった。大会発起人には大地主が名を連ね「各級農会地主会産業組合の代表者其他農業関係者」の出席が求められた。大会では「農家自衛の方策」四項目（一、投売ヲ防止スルコト。二、特ニ地主ノ活動ヲ期待スルコト。三、前項実行ニ関シテハ県都市町村農会ヲシテ内外策応ノ衝ニ当ラシムルコト。四、平均売其他販売法ニ就テハ各級農会ノ尽力ニ依リ販売斡旋所ヲ利用スルコト）と政府への要望事項五項目（一、政府ヲシテ速カニ四百万石以上の買上ケヲ実行セシムルコト。二、外米輸入ヲ禁止セシムルコト。三、低利資金ヲ融通セシムルコト。四、常平倉ノ設立ヲ普及促進セシムルコト。五、農業倉庫ヲ普及促進セシムルコト）を決議し、これを政府および両院に陳情することを決めた。

本稿での問題はこのような茨城県内での投売防止運動と大正中・後期農本主義とがいかなる関わりにあるのかということである。たしかにこの運動は町村の農会にまで徹底され、政府・議會・政党に対する大きな圧力運動となった。<sup>(27)</sup>運動は結果としては不成功に終わったが、『我農政山崎延吉伝』をして沈滞していた農会に活気を与え、活動を促進しただけでなく、政治家に農村問題の重要性を認識させ、政党も対策を考慮せざるをえないような状況を形成させ

たと言わしめた。<sup>(28)</sup>

ここには地方改良事業における村落指導層とは異った政府・議会・政党に対する姿勢があった。それは「圧力運動」であり政府の政策を受容し自らのものとして展開するというかつての次元とは異なるものであった。

端的に言ってこの運動の指導者層のなかには、かつて明治末・大正初期の村落指導層にみられたような農本主義を見出すことはできない。しかしまたこの運動を小作料を維持するという地主的利益に基づく運動として一元化することもできない。農会に指導され地主が結集した運動であるとしても、その農会自体が会員農民の性格変化の影響を受けるはずであり、地主自身も階級的意識を明確にせざるをえない事態に直面していたとも思われるからである。ただしこれについては別の検討が必要である。

この運動は大会席上「…真に農民の声を聞けと壇に起った久慈の梶山金松老人『今日の儘に放任して置けば農民は自滅の外はない、思想に国境なし、農村より百人、千人のレニン、トロツキーが出るかも知れない』と壇を叩いて絶叫し拍手喝采…」<sup>(29)</sup>との一幕からも垣間見られるような地主・農会幹部の社会状況の認識が、地主自身の直接的な経済的利益関心の前にあったとみるべきであろう。このことは次の二、三の事実からもうかがえる。前述の一九二〇年（大正九）一月一七日の第一回米価問題協議会における決議文の一節は次のように述べている。「…今にして適当なる対応策を講ぜずむば農業者の不安窮乏は延いて思想の悪化を招来し農村社会問題を醸成するやも計り知るべからず」<sup>(30)</sup>と。またこれと同一の一節を含む懇請状が県内の耕地一〇町歩以上所有者一七七七人に対し郡市農会を通し発送されている。さらに地主酒井為太郎発議にかかる地主・小作協調機関としての農事改良協会の設立趣意書も「近時農産物の価格変動常なく為に農家の経済安定を欠き又農民の思想著しく変化して地主对小作人問題を初め種々なる農村問題頻発の傾向あるは憂慮に堪へざる所なり」と筆を下ろしている。<sup>(31)</sup> これらを階級協調というならば、農会を中心

として運動に結集した地主層は自らの経済的利益とあわせて階級協調策の実施を政府・議会への圧力によって実現しようとしたのである。問題はむしろ地主層をしてこのような認識と運動に走らせた農民層の日常的な社会的意識にあるというべきであろう。

投売防止運動の起きた一九二〇年（大正九）は、わが国の農業政策にとってもひとつの画期である。この年に小作制度調査会の答申が出され、耕作権強化の方向で小作法の立法化と関連諸法規の制定が主張されている。この動きの中心には農商務省の革新派の官僚がいて、自由主義ブルジョアジーと開明派地主がその輪の中にあつた。この官僚の動きは明治以降の流れでみれば「転身」といってよい。すなわち明治一〇年代から二〇年代にかけての民法制定をめぐる動きは、先行したブルジョア自由主義的な耕作権派としての旧民法派（一八七九年・明治一二準備開始、一八九〇年公布、一八九三年施行予定）と地主派・所有権派たる一八八七年小作条例草案派との対抗であつた。農商務省官僚は地主派の中核として、時流にも助けられて耕作権派を圧倒し、所有権絶対の上に立つ明治民法（一八九八年）施行に導いたのである。このようにみると小作制度調査会における農商務省官僚の動きは、もちろん時代を経て幾世代の交替があるにせよ、時代の変化を象徴する「転身」であつた。当時の小作制度は社会的規範を小作慣行に、裁判規範を民法に求め、その民法は所有権を絶対視したのである。特別法による耕作権の強化はその民法からの離脱を意味した。ここでの関心事は農民経営の帰趨にあつた。支配層はいまやこの層の社会的諸意識のなかに統合の基盤を求めなければならなかつた。時代の特徴はここにあつたのである。

一九二一年（大正一〇）二月には先に引用したように、酒井為太郎によって地主小作者協調機関として農事改良協会の設立が發議されたが、設立事務に當つた茨城県農会から協会發起人宛書面の一節にも投売防止運動の一面が明瞭にあらわれている。「米騒動の如き不祥事」もさることながら、農家経済の危機、そこに起こる農民の反乱をこそ

懸念したいというべきであろう。しかしこの農会を中心とする運動のなかに小作制度調査会答申の方向を是とするような言辭はない。先の政府への要望事項五項目にもみられるように、流通過程における地主的な対策要求にとどまるのである。彼らはもはや直接生産者を統合する農本主義をもちえない。なぜならばそれは地主経営自らの立脚点を擁護し崩すことよってのみ可能だったからである。

「農は国家の基礎にして国民生活の源泉なり今や農村は生産要素の枯渇と公課負担の過重なる結果逐年経済的並精神的苦境に陥り延ひて思想の動搖悪化を誘致し以て国家の大患を醸成しつつあり然るに歴代の政府の産業政策並社会政策は往々にして商工に偏重し其結果として文化的施設は全然都市に集中して殆ど農村を顧みず而かも国家的義務責任は却って多くを農業者に転嫁せらるるの状態なり」<sup>(32)</sup>と宣言にうたったとしても、それは決して時代を特徴づける農本主義とはいえないのである。

なお帝国農会主催全国農民大会は一九二二年（大正一一）三月一九・二〇日に開かれたが、地主の中村哲蔵・坂入与兵衛が茨城県代表として参加している。この八月の茨城農政倶楽部の拡充、選挙を通しての政治進出もこの延長上にあつた。

- (22) 民力涵養事業（一九一九年・大正八年）は原内閣による一連の社会行政との関連において位置づけられるべきであろう（『内務省史』三三八～三四四ページ参照）。
- (23) 茨城県農会『米価問題経緯』一九二二年 一ページ。
- (24) 同右書 八・九ページ。
- (25) 同右書 九ページ。
- (26) 同右書 一三ページ。
- (27) 金原左門『大正期の政党と国民』一九七四年 三〇三ページ以下。
- (28) 鈴木正幸『大正期農民政治思想の側面 下』（『日本史研究』一七四号）三二一ページ。

(29) 茨城県農会『米価問題の経緯』一九二三年 三二二ページ。

(30) 同右書 一〇ページ。

(31) 同右書 七五ページ。

(32) 同右書 八〇ページ。

## 六 大正中・後期農本主義の時代性

事例一 横須賀勤衛門（明治三〇年生）大正八年当時の経営耕地田畑一町七反歩。小作農。大正一四年に二八歳で茨城県那珂郡中野村村会議員に立候補して落選。この立候補に対し両親は強く反対した。

「…（両親は）反対しました。猛烈に反対しました。気が違ったかと思われたんですよ。それからねえ、もう一つは親父は親父で誰れかにおだてられたんだらうと。まあ、気は違わないにしても、誰かにねえ、そそのかされて、『学校もやらないし財産も無しね。財閥の旦那様方が出るころへ、後から出ていったって、やれっこないんだから、どうしてやる気になったんだお前』。おふくろは気が違ったんだらうっていつているんですよ。そしたら、みごと(33)に落選したわけです。皆残念だともいわなかったですわねえ…」。

「…その頃村会議員に出たって一寸無理だったですわねえ。ええ年齢も二八だし、小作人だし、小作人なんてのあ、…村会議員になるなどおかしいだらうていうんで。…ここでは昔から伝統でねえ、家柄の者でないと議員をやらな(34)いということになっていたので、二代も三代も、…親父が村会議員、せがれも村会議員。そういう所だったんですから。だから、これをぶち破ろうじゃあないかというんで、青年会で、お前やれというんでやった。…自分でも、まあ、そんな門閥かたぎのようなことはもってのほかだと思っていたですよ。…自分はただけがれていないから、純



真な気持で立候補して、でまあ、村政改革もなにもしてやろう」と。<sup>(34)</sup>

事例二 黒沢忠次、明治二五年、茨城県那珂郡前渡村前浜に生れる。父忠一は明治三一年分家。経営耕地田八反歩、畑約三町歩の富農。忠次は前渡小学校卒業後湊商業学校に入学するが二年の半ば父忠一病を得、自家農業に従事するため退学（明治四一・二年ころ）。自宅で早稲田講義録で勉強する。農閑期に約二年間漢学塾に通う。大正元年二一歳。近衛連隊へ入隊、大正三年除隊。入隊中に母はつ漁業をはじめめる。大正七年母はつ死亡。同八年忠次は船、網、その他漁具一切を売却して漁業と縁を切る。大正九年父忠一没。忠次は田三反歩、畑三〇四反歩を残して小作に出し前浜の地域開発に専念する。これから阿字ヶ浦海水浴場開設（昭和二年）ころまでが青年黒沢忠次の活躍する時代である。<sup>(35)</sup>

この時期は前述した米の投売防止運動から茨城農政俱樂部拡充期に重なっている。忠次は一九二五年（大正一四）、前渡青年政治研究会を結成して村内の青年有志をここに結集した。「…以前の村会議員なんちゅうのは…その真正なことやんねえです。村会議員ら。これ前渡村ばかりじゃねえですよ。ほかでもそうなんだ。わしゃこういうこっではどうも、これはまあ地方のためだねえ、まるきりどうも自分らのために議員になっているようなことだと。こういう議員を将来そのわれわれが議員としてその村政にたずさわってもらうということはその、はなはだどうもうまかねえと。われわれももうすこし、その将来のためにだね、町の中心になるような将来性のある青年で集まって、そしてまあおいにひとつその、この村政ばかりでなく政治・金融方面に対する緊縮を求めていくことは最も大事なことじゃあねえかなっていう、そういうことからヒントを得た」<sup>(36)</sup>。

なおこの研究会については『勝田市史 近・現代編Ⅰ』においては次のように描かれている。「この会の会長をつとめた黒沢忠次は、大正一三年に湊鉄道が磯崎まで延長されたとき、前浜海岸を海水浴場（現在の阿字ヶ浦海水浴場）

にする計画をたて、種々活動したが、この過程では彼は村民の団結の必要を感じると同時に、将来、政治的自覚をも持たなければならぬと考へ、村の青年有志に語りかけ『前渡青年政治研究会』を結成した。会員は中農以上の二〇歳〜三五歳の青年三〇余名であったという<sup>(37)</sup>。

**事例三** 大正一二年九月二五日の県会議員選挙に安資農夫は推され六七歳の高齢にもかかわらず中立候補として出馬し政友会宮内庄兵衛と争った。水中事件で知られ、既成政党打破運動に加わっていた菊池謙二郎が応援にかけつけている。結果は宮内一八三〇票(当選)に対し安二三四五票(落選)であった。落選とはいへこの一三四五票の意味は検討に値しよう<sup>(38)</sup>。

**事例四** 一九一二年(大正元)一二月には茨城県那珂郡川田村枝川青年会が発起人となって政友会代議士小久保喜七等の講演会を開いている。小久保は日本は農本主義を以って国是の根本義と為すべきことを、世界の現状に照らし、古今の歴史に基づきて説明し、最も痛切に農民保護の必要を論破して大喝采を博したという<sup>(39)</sup>。

飛んで一九一七年になると次のような主張が茨城県内の新聞に載る。「米価の騰貴で農村が疲弊利益を得るのは懐手の地主ばかり自分で作る中農以下は困っている米は日増しに高くなる、この四日の破天荒の高値に次で、五日は少し緩んだけれどそれは一時の小康にしか過ぎまい、という——米が高くなれば其生産者たる農民は大景気であろう、と誰れしも思うであろうが、さうではない。米の高くなるのを恐れて居る者が農民中にもある。農民中米価騰貴によって利益を占めて居るのは大農階級である。中農以下、特に小農は非常に困っているのである。中農階級は一年の收穫米の一半は飯米となり、一半は既に売払って終ったから如何に騰貴したとて、少しも益する所はない。小農階級、即ち小作人に至っては一年の收穫の多くは小作料として地主に取られ、残る米は一家族半ケ年の食料を支へるにしか過ぎないから、日傭稼ぎ、馬車挽、炭焼きなどをして一家の煙を立てねばならない。為に自分で作った米を一升買を

して食てゐるのが多いのである。同じく農民と云はれる中に米の高くなるのを非常に恐ろしく感じているのは是等の人々で、是等の人々が全国農村の大部分を占めてゐるのである。自ら手を下して作った米の為に、米が高くなる為に苦しむという不自然な現象を矯める方法を取らないと農村は益々疲弊して出て大いなる社会問題が起つて来るに違ひない」と。

さらに六年後、農村青年の危機意識は次のように表現されている。「我が農村は身動きの出来ぬ程行詰つている。頽廢の深淵に沈淪している。藻騒けば藻騒くほど段々と谷底へと沈みてゆく。生活苦ノさふだ思ふだに慄然たるあの非惨極まる生活苦に悩んでゐるのだ。殊に私共小農のみじめさ加減、むごたらしさ加減は言語道断だ。血のある者ならば涙ある者ならば、正面に凝視することは断じて出来まい。……斯うした空氣にふれてゐる農村青年は、然かも義憤を命とする青年は、さうした現状を見て軽い沈黙を守つてゐられるか。……否、否、奮然起つて現状打開を叫ばざるを得まい。……改造ノ農村の改造ノいま改造を企てないならば農村自体は滅亡のみである。自滅のみである」(茨城県 飯岡栄助)。

『農は本当に国の本なりや』吾人は疑はざるを得ない。成程国民の食糧を生産し、精兵を送り、柔順なること羊の如く、国の如何なる命令にも服従するから、夫れで国の本なのか。吾々農民と雖世運の進展に遅れざらん為めには絶えざる努力を続けて居る。而して経済的窮迫に苦しむ夫れ斯くの如くである。のみならず下へ下へとつき落さるゝ。夫れは数字が示す明らかな事実である(茨城県 吉原祐一郎)。

以上、事例一、事例二からは大正中・後期において自小作・自作・自作小地主を通じて、三〇歳前後の若い中堅的経営層あるいは後継者層に農民運動とはまた別の新しい動きが起きていることをうかがうことができる。それは経営

の中から出て村政に目をむける政治的動きとしてあらわれているのである。村内旧秩序に対する批判といつてよい。この批判をたんなる青年の批判と単純化することはできない。若いとはいえ彼らは経営者である。また彼らの批判対象となった旧秩序の中心にあるものこそが、村落内の階層的性格からいえば明治末・大正初期の農本主義の在地の指導的受容者として時代を特徴づける層だったのである。またおそらく彼らこそが米の投売防止運動や農政倶楽部の活動にあつて地主・農会幹部の指導に直接連なる層であつたといえよう。その彼らが自らが立脚する村の中にあつて批判にさらされるのである。彼らのかつての農本主義は、いまや直接生産に従事する農民層の意識をすくいあげられない。この生産者大衆の社会的意識を統合することによってのみイデオロギーは支配的イデオロギーの実質を備えることができることを想えば、時代性はこの新しい波の中にある農民のなかにあるといえよう。彼らの意識は明らかに村政という次元ではあつても「改革」にまでたかまりをみせているのである。

したがつて事例三において問題にすべきことは安資農夫の背後にあつて彼を県會議員選挙に出馬せしめた勢力の社会的性格である。ここには農政倶楽部の水準を抜くもののあることを確認しておこう。さもなければ農政倶楽部自体の性格変化である。この点はいま検証する余裕はないが、地主的圧力団体から農民党結成にむかう道筋といつてもよい。『茨城農政創刊号』には知事守屋源次郎が「経済政策の根底に触れて県産業を指導せよ」と論説を寄せているが、その彼の所属する政友会に対する反旗が農政倶楽部の展開の中で翻える。農政倶楽部の中に混然一体化していたものの分化があり、安資農夫の政友会を相手にまわしての立候補とそこへの菊池謙二郎の応援はこの分化の表現とみることができるといふ。たしかに事例二の黒沢忠次の例は河北青年党を経て実業同志会五来欣造の選挙基盤となり農民党とは異った系列に配されるが、その相違を過大視することは危険である。むしろそれ以前における農村改革の動きとそこにおける既成政党不信、政治への自己参加を重視すべきであろう。彼らが安資農夫の背後にあつたとみても、ある

いは彼らの動きを認識した村内開明派指導層が背後にあったと考へても不思議ではない。これを当地方における明治末期以降の政治地図と照らし合わせてみればより鮮明になる。このなかで大正中・後期農本主義の時代性を政治過程とあわせて検討することは別の課題となってくる。

事例四の示すところは、大正初年にあつては既成政党指導者による漢と括つた「農民保護論」に喝采した青年層が、地主・「大農階級」と「中農階級」・「小農階級」の対抗関係を明確に認識しはじめたということである。農村の改造が青年の口によって叫ばれる。彼らの目の前にある農本主義に対する疑念さえ表明されているのである。彼らによって担われたイデオロギーこそが時代の特色を最も鮮明に示すものといつてよい。

改革にまで意識をたかめ、様々な形ではあるにせよ行動にまで至つた彼らのイデオロギーは何であつたのか。彼らを概して農村中間層ないしはそれに準ずるものとみることが許されるならば、彼らが自己の存在を正当化したイデオロギーこそが大正中・後期を特徴づけ、ひいては昭和初期の農民の行動に強い影響を与えた農本主義だったのである。残念ながらいまその内容を大正中後期の事実即して述べることはできない。しかし別に、橘孝三郎を中心とする昭和の愛郷会運動について分析した事実からひとつの仮説を示しておきたい。

愛郷会の「愛郷運動綱領」は運動の三つの「大本」をつぎのようになっている。第一、「愛郷運動は一切の不自然と不合理と腐敗墮落を大自然本来の合理性と健全状態と神聖へよみがえらす為めのものでなくてはならない」。およそ運動と名のつくものは現状に対する批判を前提とするわけだが、愛郷運動にあつてそれは不自然・不合理・腐敗墮落という三位一体の表現をとっている。なかんづく「不自然」こそが批判すべき現状の根源と見做されたといつてよい。自然は土の上で回復されなければならない。第二、「愛郷運動は一切の不安と動揺を土の安定さにたてなおす運動でなくてはならない」。大地主義がここに表明されている。しかしそれはいかにしてなしようのか。第三、「愛郷

運動は真心を捧げ受け容れ合ひつつ諸共に心から働く所の勤労生活者の兄弟主義団体によって一切を創造すべき運動でなくてはならない」。兄弟主義、勤労主義がその基本におかれた。かくて自営的農民こそが運動の主体に据えられるのである。彼らの勤労教育と組合による生産と流通、総じて経営的な組織化、その上に立った愛郷会組織の拡大が政策であった。

愛郷会発会宣言の一節は農本主義的な調子で修辭されている。「……我々日本は過去に於て然りし如く現在に於ても本質的に農村国である。この事實は将来に於て益々重きを加ふべき最大事實である事、これを断言して憚らない。故に現在全く行詰れる国民経済のそれを建直すと同時に國際的（イタリヤ）海の日本をして、よく國際的經濟競争に打ち勝つて、世界に重きをなさしめんと欲するならば、何より先に土の日本の本質の存するところに従つて農村を健全にして充実によく土の日本のそれに価するものたらしめねばならないのである。これ実に時代の要求する所、来るべき全日本の國民的改造はここから始めずに始める所がないのである。果して然らばこの歴史的國民的大運動の根柢は何処だ。おお農民農民、我々農民ではないか。おお農村農村我が農村ではないか」。

橘の主張は「農村を土台として全社会を根本的に改造する外ない」というところにあつた。畜産を經營に組みこんだ橘のいう「家族的独立小農經營」の確立とその組織化、つまり組合主義が具体策であつた。「自己の労力を賃労化することなしに、また賃労化されたる他の労力を購入することなしに、家族的に独立經營し、農家生活の第一生活必需品の大部分と、第一生産手段の大部分とを自家生産し、それを基礎として能ふ限り多くの市場生産をあげんとするに能ふ限り經濟的に合理的ならしめんとするを以てこの農家經濟の原則となす」。これが家族的独立經營の原則であつた。

橘の説く理想は農村の中間層の中核にある勤労農民的經營の屈折した心の琴線に触れる響きをもっていた。屈折の

構造については別に述べてあるので触れないが、彼らの農業経営はその上で営まれる新時代の経営であった。彼ら多くは農業経営のなかに生甲斐を見出し、限りある命の灯を燃焼させようとした。たしかに、経営はまず生活の手段である。だが同時に、彼らにとっては生きることの目的でもあった。目的は一様ではありえない。むしろ多様といべきであろう。だがともあれ、手段と目的が重なったところに、そのすべてではないとしても、勤労農民的経営の時代的特徴があった。それは意識化された農民運動とも無関係ではありえない。だが、それにも増して、昭和の農本主義に共鳴する基盤ではなかったのか。橘孝三郎の「家族的独立小農経営」の理論は、その彼らの前に現われてこそ社会的影響力を持ったのであった。勤労農民的経営の若き主人たちは、自家の農業経営の帰趨に天下国家を重ねる意識構造を培っていたのである。大正中後期以降の農本主義の時代的特徴はここにあった。<sup>(43)</sup>

筆者は勤労農民的経営を精農と呼んで次のような説明をしたことがある。「自立・勤労・一家主義・合理性は精農の特徴ではあったが、その半面の作用にも注目しておく必要がある。まず自立とはいってもそれはまだ傾向であって時代の厚い制約のなかにあった。だから、この経営に備わった勤労の精神と直系家族の血のぬくもりによってかもし出される家族的一体感・一家主義は、自立化とはおおよそ違った方向にこの精農たちを走らせることもあった。勤労主義は農民に額に汗して働く者の倫理的な力を与えるが、それと経営的な力量とがあいまって、彼らをして、労せず高率な小作料を取得する地主に対する強固な対抗者とする。だが同時に勤労主義は都市批判・ブルジョア批判に共鳴する農本主義の培養基でもあった。さらに勤労主義は合理的な経営を志向するが、それは生産力にのみ関心をもち手段を選ばず、したがって政治的には無関心な、その意味での政治性とも結びついていた。もうひとつの一家主義は、あらゆる社会関係を溶し去る国家的規模での天皇を中心とする一家主義に進んで身を投ずる精神的な前提ともなった。<sup>(44)</sup>」

そこには天皇中心主義と表裏一体の国体観念、その上に立つ国家主義と大正中・後期以降の農本主義が重り合う可能性のあることが示されている。農村中間層といえは決して支配階層ではない。その中核にあるとはいえ勤労農民的经营も中間層であった。その社会的諸意識が本稿でいう支配的イデオロギーに利用され転化する可能性はこの国家主義的要素にあったといつてよい。

彼ら自身は日露戦争後・明治末期に形成の始期を持ったのである。第一次大戦前までは彼らの勤労・合理性という側面が在村指導層の報徳主義的側面につつまれ一家主義も共同体的秩序の中で満たされ、自立の側面が萌芽にとどまった。しかし彼らが新時代の農村の中堅の大衆として形成されはじめたことは間違いない。だからこそ彼らを掘い上げ得た在村指導者層の農本主義が時代のイデオロギーたりえたのである。

大正中後期にそれは、昭和期につらなるものとして上述のように変った。しかしその基底には歴史的範疇としての勤労農民的经营が一貫して存在していた。農村社会变化の画期はどこに求められるのであろうか。

- (33) 勝田市史編さん委員会編『聞きがたり勝田の生活史Ⅰ』一九七八年 三一九ページ。
- (34) 同右書 三一三〜三一四ページ。
- (35) 同右書 三二四〜三四四ページ。
- (36) 勝田市史編さん委員会編『聞きがたり勝田の生活史Ⅱ』一九八〇年 一〇ページ。
- (37) 勝田市史編さん委員会編『勝田市史・近代現代編Ⅰ』一九七九年 六三〇ページ以下。
- (38) 同右書 六三三ページ以下。
- (39) 同右書 六二八ページ。
- (40) 茨城県石岡地方の新聞『石岡大武寿』(石岡タイムス)一九一七年七月一五日。
- (41)・(42) 『農政研究』第二卷第二号 一九二三年。鈴木正幸「大正期農民政治思想の一側面(上)」(『日本史研究』一七三号 一九七七年)から再引。



(43) 勝田市史編さん委員会編『勝田市史近代・現代編Ⅱ』一二七―一五二ページ。本文における愛郷会に関する記述はここに  
拠った。

(44) 勝田市史編さん委員会編『勝田市の歴史』三三三ページ。